漁港の保全上支障のある行為を禁止する区域の指定に関する公告

漁港漁場整備法(昭和25年法律第 137号)第39条第6項の規定により、次のとおり漁港の区域及び物件を指定したので公告する。

なお、詳細は関係図面のとおりとし、当該関係図面は、漁港漁場整備法施行規則 (昭和26年農林省令第47号)第14条の規定により、富山県射水市港町及び八幡町地 内(新湊漁港)に掲示する。

令和2年3月25日

富山県知事 石 井 隆 一

1 指定する区域及び指定物件

漁港名等	指定区域	指定物件
新湊漁港(東・西地区)	水域施設(航路、泊地)及び 船揚場	漁船以外の船舶
二級河川 内川	一級河川庄川水系庄川と湊橋下流 端、東橋上流端の区間の水域	河川法に基づく占 用許可を有しない 船舶

2 指定の適用の日

令和2年9月25日